

農業委員会だより

いしおか

第16号

令和4年10月

—編集発行—

石岡市農業委員会

石岡市柿岡5680-1

TEL 0299-43-1111

FAX 0299-43-6732

✉ nouiinkai@city.ishioka.lg.jp

黄金色に彩られた恋瀬川の の田園風景と筑波山



主な内容

会長あいさつ.....	2
農業委員・農地利用最適化推進委員	
合同研修会.....	2
農地利用状況調査を実施しています.....	3
農業者年金で安心・安全な老後を.....	4

表紙の写真（高浜入）

筑波山系を源流とする恋瀬川の豊かな水の恵みは、川沿いの水田地帯に豊かな実りをもたらしてくれます。

いつまでも守っていききたい美しい田園風景です。

会長あいさつ



石岡市農業委員会
会長 小松 與平

皆様には、農業委員会の活動に対しまして、格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地域農業を取り巻く情勢は厳しい状況が続いており、農家の高齢化、耕作放棄地の発生防止・解消や鳥獣被害対策など多くの課題が山積しています。一昨年から続く新型コロナウイルスの蔓延は未だに終息が見えず、農産物の消費は、外食産業の落ち込みや物価高騰により購買意欲の減退をまねき、農家は大きな打撃を受けています。

このような中、地域農業をより活性化させるためには、農地を次世代に引き継ぐための農地利用の最適化の取り組みが重要になってまいります。国では、農地の集積や保全、人の確保を推進する法改正を進めており、市町村は、将来の地域農業のあり方を「人・農地プラン」により示すこととなります。この中で農業委員会は、10年後に目指すべき農地利用の姿を「目標地図」の素案として作成する役割を担うこととなります。

今後、これらの問題や課題に、農業委員、農地利用最適化推進委員が一丸となり、地域農業の発展のため農業者の声をくみ上げ、関係機関や団体と連携しながら、持続可能な農業・農村社会の形成に向け、取り組んでまいります。

農地最適化活動の推進に向けて

～農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会～

本年、6月10日に、農業委員と農地利用最適化推進委員による研修会を開催しました。

現在、国では農地の集積や人材育成、新規就農を促進するため、農業委員会による農地の最適化活動の推進に向けて、『人・農地などの関連施策』の見直しを進めています。

研修会では、農業委員会活動の柱に位置づけられる、『担い手への農地の集積』、『遊休農地の発生防止・解消』、『新規参入の促進』について、本市の目標値を確認するとともに、目標達成のための各委員の地域農業に対する「日々の見守り活動」や「仲間への声掛け活動」が重要であることを再確認しました。農業委員会では、これからの地域農業の活性化を目指し、農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となり、積極的な現場活動の取り組みを目指します。



農地の賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに、締結(公告)された石岡市の賃借料水準(10アールあたり)は、下表のとおりです。農地の賃貸借契約の際には、あくまで目安として活用ください。**貸し手と借り手が話し合い、お互い納得できる額で決定してください。**
(※ハス田は除く)

田	区域	平均額	データ数	畑	区域	平均額	データ数
	石岡市内	15,600円	118		石岡市内	8,200円	153

※賃借料は、複数年の契約も含まれます。

農地を相続した場合は届出を

相続により農地を取得した場合には、農業委員会への届出が必要です。法務局で登記事項を変更した後に、次の書類を速やかに提出してください。

1. 農地法3条の3第1項の規定による届出書
(様式は、石岡市のホームページからダウンロードできます)
2. 農地を相続したことを証明する書類
(登記事項証明書等 【コピー可】)

詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】 農業委員会事務局 電話 43-1111

農地利用状況調査を実施しています

農業委員会では、8月から農地の利用状況調査を実施し、農地の無断転用や耕作放棄地の発生防止・解消のため、早期発見・是正に努めています。

◎対象：市内全域

◎調査方法：農業委員、農地利用最適化推進委員が農地の状況を調査します。

★調査のため農地に立ち入ることがございますが、ご理解とご協力をお願いします。



農地所有者の皆さまへ

農地を適正に管理しないまま放置すると、雑草等の繁茂や病虫害の発生、有害鳥獣の進入、ゴミの不法投棄や火災の原因となり、周辺の農地や住宅に迷惑がかりトラブルの原因になります。

日頃から、定期的な草刈り・耕うんなど、農地の適正な管理をお願いします。



農地転用完了後は登記手続きをしましょう！！

農業委員会の窓口で「農地転用の許可を取っているのに宅地または、雑種地になっているはず」という相談をよく受けることがあります。

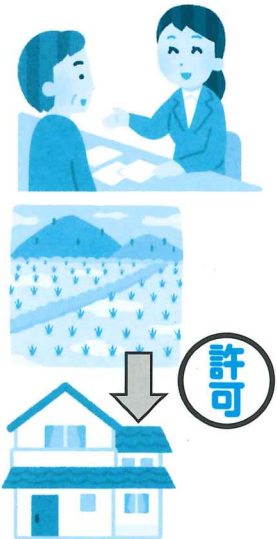
農地転用許可の目的通りに転用が完了しているのに、登記地目が農地（田・畑）になっている土地が多く見受けられます。**固定資産税の地目は、既に宅地や雑種地になっていても、登記上の地目は変わったことにはなりません。**

登記が農地のまま残っていると、今後も農地法の手続きが必要になる場合がありますので、農地転用の許可を受けて工事が完了したら、法務局で地目変更登記の手続きを行ってください。

地目変更登記に関する相談については、下記窓口にお問い合わせください。

【登記申請の窓口】 水戸地方法務局 土浦支局

電話0298-21-0783



農地を貸したい・借りたい方へ

【農地中間管理事業の活用】

- 農地中間管理事業とは、農地中間管理機構が行う農地の貸し借りで、規模拡大を目指す担い手農業者に貸し付ける事業です。
- 本事業を通して、地域で農地を集積することで、担い手の農地の有効利用が高まり、生産性の向上を図ることができます。
- 公的な機関が間に入るので、安心して貸し借りができます。

【問い合わせ】

農政課 電話43-1111

【基盤法による利用権設定】

- 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りで、同法により利用権を設定します。
- 貸した農地は、契約期間が終了すれば、自動的に所有者に戻ってきます。離作料も不要です。
- 継続して貸し借りを希望する場合は、再度利用権の設定ができます。

主な注意点

- 市街化区域の農地は、利用権設定ができません。
- 期間の途中で解約する場合は、手続きが必要です。

【問い合わせ】

農業委員会事務局 電話43-1111

あなたの農地が狙われています!!



「農地を使わせてほしい」という業者にご注意ください!

「荒れた農地を有効活用しないか。」「農地改良(土盛り・埋め立て)を無料で行う。」「使わない農地を貸してほしい。」「謝礼を支払う。」などの甘い言葉で誘い、実際には、無許可による違法残土埋め立てや、産業廃棄物などを捨てられるという事例が発生しています。搬入されてしまった後は、業者が逃げてしまうことがあり、農地の所有者に現状回復命令や、莫大な費用をかけて撤去することになる場合もあります。



農地の提供依頼があった場合は、取引業者の仲介であっても、必ず農業委員会にご相談ください。

被害にあうと…



- ★業者はもちろん、土地所有者も責任を問われます。
- ★農地法の罰則(3年以下の懲役または、300万円以下【法人は1億円以下】の罰金の適用を受ける場合があります。)
- ★一度搬入されたら農地への復元は困難です。
- ★そのまま放置すると周辺の農地に被害が及ぶことがあります。

農業者年金で安心・安全な老後を

農業者の方なら
広く加入できる!



- 年間60日以上農業従事
- 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者
又は60歳以上65歳未満の国民年金任意加入保険者
- ※ 保険料納付免除者を除く

お問い合わせは農業委員会事務局
農業者年金担当まで 電話43-1111

農業者年金のメリット

- 保険料は月額2万～6万7千円の間で選べる
- 加入してもいつでも任意脱退ができる
- 少子高齢化に強い積立方式・確定拠出型年金
- 長い老後も安心の終身保険です
- 保険料の国庫補助(政策支援)あり※要件有
- 節税にも(保険料は全額社会保険料控除)

農業者年金受給者の皆様へ(お願い) ～現況届について～

現況届の用紙は、毎年5月末までに、農業者年金基金から受給者に直接郵送されますので、必要事項を記入の上、必ず6月末日までに農業委員会に提出してください。現況届を提出しないと、11月以降の農業者年金の支払いが差し止めになりますので、期限内の提出をお願いします。

編集後記



編集委員
磯部 憲治
栗原 與平
小松 茂進
高橋 憲治

いつもご愛読ありがとうございます。
今号の表紙は、ドローンで撮影した恋瀬川流域一帯の農地で、私たちの食だけでなく文化も支えてきた貴重な地域資源です。いつまでも守り続けたい日本の原風景ではないでしょうか。

農業の今を伝える全国農業新聞

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する農業専門紙です。農業情報をわかりやすくお伝えします。

- 毎週金曜日発行 ●月額700円(送料、消費税込)



【申込み】
農業委員会事務局
電話43-1111